

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和2年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1)施設概要

名 称:北九州市立北方保育所

所在地:北九州市小倉南区北方二丁目 16 番 10 号

施設内容:①施設概要 RC 造 3 階建の 1・2 階部分(1,237.67 m<sup>2</sup>)

②事業内容 保育所の管理及び保育の実施

#### (2)指定期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

#### (3)指定管理者候補の概要

名 称:社会福祉法人 北九州市保育事業協会

所在地:北九州市八幡東区中央二丁目1番1号(レインボープラザ5階)

主な業務内容:指定管理保育所(3所)及び民間保育所(3所)の運営

### 2 指定の経緯

令和2年 7月 8日～7月28日 募集要項等の配布

令和2年 8月 2日 現地説明会

令和2年 8月 7日 申請書の受付

令和2年 8月11日～8月25日 事業計画書の受付

令和2年 10月 9日 指定管理者検討会(ヒアリング)の開催

令和2年 10月 指定管理者候補を決定

#### (1)応募資格(以下のすべてを満たすもの)

・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)

・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

・現地説明会に参加していること。

## (2) 応募状況

説明会参加: 2団体

応募件数: 1 団体(社会福祉法人 北九州市保育事業協会)

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 尾家 京子(東九州短期大学幼児教育学科 教授 幼児教育学科長)
- ・[学識経験者] 野中 千都(中村学園大学教育学部 児童幼児教育学科 准教授)
- ・[有識者] 中西 光恵(元 北九州市立西戸畠保育所 所長)
- ・[財務関係] 松木 摩耶子(公認会計士)

## 5 選定基準

選定基準(=審査項目)及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1)施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針	<p>① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。</p>
(2)安定的な人的基盤や財政基盤	<p>① 長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しております、又は確保できる見込みがあるか。</p>
(3)実績や経験など	<p>① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。</p> <p>② 応募団体が施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しております、熱意や意欲を持っているか。</p> <p>③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。</p>
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1)施設の設置目的の達成に向けた取組み	<p>① 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。</p> <p>③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</p>
(2)利用者の満足度	<p>① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</p> <p>② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</p> <p>③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p>
【効率性】	
(3)指定管理料及び収入	<p>① 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。</p> <p>② 収入が最大限確保される提案であるか。</p>
(4)収支計画の妥当性及び実現可能性	<p>① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。</p> <p>② 経費の配分は適切であるか。</p> <p>③ 積算根拠は明確であるか。</p> <p>④ 再委託が適切な水準で行われているか。</p>
【適正性】	

	(5)管理運営体制など
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
	(6)安全対策、危機管理体制など
①	施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。
②	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
③	衛生管理及び感染症防止の対応などが適切であるか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している)
4	80%	優れている(市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)
3	60%	普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)
2	40%	多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)
1	20%	不十分である(市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)
0	0%	劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)

## 6 審査結果

### (1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準(=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル						得点	
			構成員				平均	審査 結果		
			A	B	C	D				
社会福祉法人 北九州市保育事業協会	1 指定管理者としての適正									
	(1)施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	4	5	4	3	4	4	4	
	(2)安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	4	4	4	4	4	4	
	(3)実績や経験など	5	4	3	4	4	3.7	4	4	
	2 管理運営計画の適確性									
	【有効性】									
	(1)施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	4	3	4	3	3.5	4	24	
	(2)利用者の満足度	10	5	4	5	4	4.5	5	10	
	【効率性】									
	(3)指定管理料及び収入	15	3	3	3	3	3	3	9	
	(4)収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	3	3	3	3	3	6	
	【適正性】									
	(5)管理運営体制など	10	3	3	3	3	3	3	6	
	(6)平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	3	3	3	3	3	6	
	合計	100	73	65	73	64	—		73	
	加点(地元団体に対する優遇措置) 5点								78	

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

### (2)検討会における主な意見

- ・保護者の意見に耳を傾け、保育所の運営に反映させている。
- ・アンケートの満足度が非常に高いため、今後も継続してほしい。
- ・地域交流に関しては、地域性を活かした独自の取組みが見られた。当施設は、市民センターと併設されているため、その点をより活かした交流にも引き続き取り組んでほしい。
- ・園独自の取組みについては、さらに研究を重ね、今後の保育に活かしてほしい。
- ・保育を継続する中で見えてくる課題を研修等に反映し、改善に努めてほしい。

### (3)検討会における検討結果

本市が求める水準を満たしており、社会福祉法人 北九州市保育事業協会が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めるところ。

## 7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市保育事業協会を指定管理者候補に選定しました。

### (1)選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2)市における主な選定理由

- ・保育所の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・保護者の声に耳を傾け、施設の改善や保育の取組みについてよく考えている。
- ・アンケートの満足度が非常に高いため、数字を維持するとともに更なる改善を期待する。
- ・指定管理施設運営に必要な人的基盤や財政基盤を有している。
- ・安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。

## 8 提案額

145,493 千円(令和3年度～令和7年度までの各年度)